



# 島根県報

令和5年10月24日（火）

第 4 5 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業（高齢者福祉課） 2

廃止の届出

保安林の指定施業要件の変更（森林整備課） 2

知事管理漁獲可能量の変更（水産課） 3

### 【公 告】

公共測量の実施（2件）（技術管理課） 3

### 【労委告示】

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定 4

## 告 示

## 島根県告示第696号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年10月24日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類          | 事業所の名称           | 事業所の所在地     | 廃止年月日      |
|------------|------------------|------------------|-------------|------------|
| 株式会社 平安堂   | 福祉用具貸与           | 平安堂福祉用具相談<br>事業所 | 出雲市渡橋町334-1 | 令和5年10月31日 |
|            | 介護予防福祉用具貸与       |                  |             |            |
|            | 特定福祉用具販売         |                  |             |            |
|            | 特定介護予防福祉用具<br>販売 |                  |             |            |

## 島根県告示第697号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年10月24日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

風害の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

魚つき

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第698号

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年10月24日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量

令和5年3月24日 公表

令和5年4月28日 変更

令和5年10月13日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

#### 第1 くろまぐろ（小型魚）

##### 1 島根県に配分された漁獲可能量

113.5トン

##### 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

| 知事管理区分                 | 知事管理漁獲可能量 |
|------------------------|-----------|
| 島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業      | 35.3トン    |
| 島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業 | 77.0トン    |
| 島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業    | 1.0トン     |

#### 第2 くろまぐろ（大型魚）

##### 1 島根県に配分された漁獲可能量

29.7トン

##### 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

| 知事管理区分                 | 知事管理漁獲可能量 |
|------------------------|-----------|
| 島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業      | 29.6トン    |
| 島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業 | 0.0トン     |
| 島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業    | 0.0トン     |

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について西日本高速道路株式会社中国支社千代田高速道路事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年10月18日から令和6年5月1日まで
- 3 作業地域  
浜田市旭町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年10月4日から令和6年1月31日まで
- 3 作業地域  
隠岐郡隠岐の島町中町地内

## 労 働 委 員 会 告 示

### 島根県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和5年10月12日次のとおり認定したので告示する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定（平成29年島根県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

令和5年10月24日

島根県労働委員会会長 原 市

島根県病院局の職員が結成し、又は加入する島根県病院局職員労働組合については、当該病院局の職員のうち、次の表に掲げる者

| 勤 務 箇 所 | 役 職 名   |
|---------|---|
| 本局      | 局長<br>参与<br>次長<br>病院事業管理者補佐<br>課長<br>管理監<br>上席調整監 |

|            |   |
|------------|---|
|            | 調整監<br>課長代理<br>課長補佐（総務、人事、給与及び経営を担当する者に限る。）   |
| 中央病院       | 病院長<br>参与<br>副院長<br>参事<br>局長<br>室長（図書室長を除く。）<br>次長<br>診療部長<br>看護部長<br>総務部長<br>経営部長<br>企画広報部長<br>部長（科を統括する者に限る。）<br>科長<br>センター長<br>企画幹（総務、人事、給与及び経営を担当する者に限る。）<br>総務課長<br>人事課長<br>給与課長<br>経営課長<br>給与係長 |
| こころの医療センター | 病院長<br>副院長<br>局長<br>医療技術部長<br>次長<br>室長<br>薬剤科長<br>総務企画課長  |